

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 2496)

平成27年度 輸入食品監視指導計画監視結果

中間報告

平成27年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部

平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成27年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成27年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



2. 平成 27 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条第 1 項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での安全確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 27 年度計画：171 食品群、約 9 万 5 千件）
- 検査命令^{※2}（平成 27 年 9 月 30 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 29 カ国・1 地域の 75 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する我が国の食品安全規制の周知

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

3. 平成 27 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告：速報値）

平成 27 年 4 月から 9 月の間の届出・検査・違反状況（表 1）をみると、届出件数は 1,134,155 件【1,138,913 件】であり、届出重量は 11,416 千トン【11,952 千トン】であった。

これに対し、101,922 件（検査命令 31,764 件、モニタリング検査 28,539 件、自主検査 47,067 件）【99,165 件（検査命令 28,153 件、モニタリング検査 27,719 件、自主検査 47,739 件）】について検査を実施し、このうち 431 件【430 件】を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表 2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 312 件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 105 件、添加物等の販売等の制限に係る法第 10 条違反の 26 件、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 17 件となっている。

平成 27 年度のモニタリング検査実施状況（表 3）をみると、延べ 95,090 件の計画に対し、延べ 57,455 件（実施率：約 60%）を実施し、このうち延べ 93 件を法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置（表 4）を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した（表 5）。

平成 27 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 29 カ国・1 地域の 75 品目を検査命令の対象としており、実績（表 6）をみると、延べ 47,760 件の検査命令を実施し、このうち延べ 116 件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成 27 年度においては、南アフリカの瓶入りぶどう酒からガラス片が確認された事例、フランスにおいてナチュラルチーズからサルモネラが検出された事例について積み戻しを行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等（表 7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表1 届出・検査・違反状況(平成27年4月～9月:速報値)

| 届出件数 (件) | 輸入重量 (千トン) | 検査件数 ^{※1} (件) | 割合 ^{※2} (%) | 違反件数 (件) | 割合 ^{※2} (%) |
|----------------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| 1,134,155 | 11,416 | 101,922 (31,764) ^{※3} | 9.0 | 431 | 0.04 |
| (前年度実績) 1,138,913 | 11,952 | 99,165 | 8.7 | 430 | 0.04 |

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表2 条文別違反事例(平成27年4月～9月:速報値)

| 違反条文 | 違反件数 (件) | 構成比 (%) | 主な違反内容 |
|-------------------------------|--|------------|---|
| 第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物) | 105 | 22.8 | アーモンド、いちじく、くるみ、香辛料、とうもろこし、チアシード、ハトムギ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、シアン化合物の検出、小豆、コーヒー豆、米、小麦、大豆、バター豆の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、有毒魚種の混入、養殖ひらめからの <i>Kudoa septempunctata</i> 孢子の検出等 |
| 第10条 (添加物等の販売等 の制限) | 26 | 5.7 | TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、オレンジII、サイクラミン酸、ファーストレッドE、ヨウ素化塩等の指定外添加物の使用 |
| 第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格) | 312 | 67.8 | 野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、食品一般の成分規格不適合、添加物の使用基準違反(BHT、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反等 |
| 第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格) | 17 | 3.7 | 器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反 |
| 合計 | 460(延数) ^{※1} 431(実数) ^{※2} | | |

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成27年4月～9月:速報値)

| 食品群 | 検査項目※1 | 年度計画件数※2 | 実施件数 | 違反件数 |
|--|----------|----------|-------------------|------|
| 畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等 | 抗菌性物質等 | 1,879 | 1,146 | 4 |
| | 残留農薬 | 1,191 | 1,069 | 0 |
| | 添加物 | 118 | 104 | 0 |
| | 病原微生物 | 657 | 333 | 0 |
| | 成分規格等 | 295 | 254 | 0 |
| | 放射線照射 | 29 | 16 | 0 |
| | SRM除去 | - | 601 | 0 |
| 畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等 | 抗菌性物質等 | 2,236 | 1,347 | 1 |
| | 残留農薬 | 1,697 | 1,169 | 0 |
| | 添加物 | 1,247 | 844 | 0 |
| | 病原微生物 | 3,584 | 1,866 | 2 |
| | 成分規格等 | 2,236 | 1,305 | 2 |
| | カビ毒 | - | 1 | 0 |
| | 放射線照射 | - | - | - |
| 水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等 | 抗菌性物質等 | 2,572 | 1,510 | 0 |
| | 残留農薬 | 1,014 | 1,229 | 0 |
| | 添加物 | 297 | 176 | 2 |
| | 病原微生物 | 1,074 | 821 | 1 |
| | 成分規格等 | 359 | 251 | 0 |
| | 放射線照射 | 34 | 20 | 0 |
| | SRM除去 | - | - | - |
| 水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等 | 抗菌性物質等 | 4,114 | 2,938 | 1 |
| | 残留農薬 | 4,051 | 3,048 | 0 |
| | 添加物 | 1,924 | 1,497 | 1 |
| | 病原微生物 | 4,661 | 3,340 | 3 |
| | 成分規格等 | 4,930 | 2,543 | 24 |
| | 放射線照射 | - | 7 | 0 |
| | SRM除去 | - | - | - |
| 農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等 | 抗菌性物質等 | 2,559 | 1,839 | 0 |
| | 残留農薬 | 8,831 | 5,494 | 17 |
| | 添加物 | 474 | 391 | 2 |
| | 病原微生物 | 1,495 | 1,120 | 0 |
| | 成分規格等 | 355 | 186 | 0 |
| | カビ毒 | 2,513 | 1,309 | 1 |
| | 遺伝子組換え食品 | 464 | 223 | 0 |
| | 放射線照射 | 119 | 78 | 0 |
| | SRM除去 | - | - | - |
| 農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等 | 抗菌性物質等 | 598 | 403 | 0 |
| | 残留農薬 | 6,980 | 4,918 | 6 |
| | 添加物 | 4,551 | 3,440 | 2 |
| | 病原微生物 | 956 | 741 | 0 |
| | 成分規格等 | 2,349 | 1,805 | 8 |
| | カビ毒 | 2,774 | 1,712 | 1 |
| | 遺伝子組換え食品 | 198 | 128 | 1 |
| | 放射線照射 | 424 | 281 | 0 |
| | SRM除去 | - | - | - |
| その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等 | 抗菌性物質等 | - | 1 | 0 |
| | 残留農薬 | 1,014 | 647 | 0 |
| | 添加物 | 2,984 | 1,951 | 2 |
| | 成分規格等 | 598 | 262 | 5 |
| | カビ毒 | 1,135 | 620 | 0 |
| | 遺伝子組換え食品 | - | 1 | 0 |
| 飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等 | 残留農薬 | 88 | 109 | 0 |
| | 添加物 | 1,075 | 714 | 1 |
| | 成分規格等 | 657 | 460 | 1 |
| | カビ毒 | 118 | 83 | 0 |
| | 遺伝子組換え食品 | - | 2 | 0 |
| 添加物 器具及び容器包装 おもちゃ | 成分規格等 | 1,582 | 1,102 | 5 |
| 総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として10,000件を計上 | | 95,090 | 57,455 実施率約60% | 93 |

※1:検査項目の例

- ・抗菌性物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバマイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物:腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射:放射線照射の有無

※2:抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化^{※1}した品目^{※2}(平成 27 年 4 月～9 月)

| 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 |
|---------|---------------|----------------------|
| 中国 | ウーロン茶 | インドキサカルブ |
| | えび | クロルテトラサイクリン |
| | きくらげ | クロルピリホス |
| | さといも | クロルピリホス |
| | 養殖えび | フラゾリドン(AOZ として) |
| タイ | コブミカンの葉 | プロフェノホス |
| | 豚肉 | フラゾリドン |
| | にがうり | メタラキシル |
| | えび(生食用) | 腸炎ビブリオ ^{※3} |
| エジプト | キンセンカ | クロルピリホス |
| | | プロフェノホス |
| フィリピン | マンゴー | アゾキシストロピン |
| | パパイヤ | シベルメトリン |
| 米国 | ラズベリー | メトキシフェノジド |
| | プロポリス | クロラムフェニコール |
| アルゼンチン | チアシード | 2,4-D |
| イタリア | うるち米 | ピリミホスメチル |
| インド | クミン | IBP(イプロベンホス) |
| 英国 | パースニップ | テブコナゾール |
| エクアドル | カカオ豆 | ジウロン(DCMU) |
| オーストラリア | 菜種 | フェニトロチオン |
| オーストリア | 西洋わさび | ジフェノコナゾール |
| カナダ | プロポリス | クロラムフェニコール |
| 韓国 | しじみ | エンドスルファン |
| ギリシャ | はちみつ | クマホス |
| コロンビア | コーヒー豆 | クロルピリホス |
| チリ | ぶどう | プロフェノホス |
| フランス | りんごジュース | パツリン |
| ペルー | キノア | フィプロニル |
| ボリビア | チアシード | 2,4-D |
| 南アフリカ | グレープフルーツ | エポキシコナゾール |
| メキシコ | スターフルーツ | フルジオキシニル |
| モロッコ | セイヨウニンジンボクの果実 | アフラトキシン |

※1 平成 27 年度における違反発見後のモニタリング検査強化は、通常、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件若しくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表5に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 27 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成27年4月～9月)

| 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 |
|---------|-----------------|-----------------------------|
| フランス | 鶏肉 | ナイカルバジン |
| | ナチュラルチーズ(製造者限定) | 腸管出血性大腸菌 O26,O145,O157 |
| イタリア | ナチュラルチーズ(製造者限定) | リステリア・モノサイトゲネス |
| オーストラリア | アーモンド加工品 | アフラトキシン |
| 韓国 | 養殖ひらめ(養殖業者限定) | <i>Kudoa septempunctata</i> |
| タイ | 生食用えび(製造者限定) | 腸炎ビブリオ |
| 台湾 | 食品(製造者限定) | サイクラミン酸 |
| 中国 | 食品(製造者限定) | サイクラミン酸 |
| フィリピン | おくら(輸出業者限定) | フルアジホップ |

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成27年4月～9月:速報値)

| 対象国・地域 | 主な対象品目 | 主な検査項目 | 検査※ 件数 | 違反※ 件数 |
|---------------------|---|---|-----------|-----------|
| 全輸出国 (17品目) | アーモンド、チリペッパー、 落花生等 | アフラトキシン | 5,521 | 34 |
| | すじこ | 亜硝酸根 | 260 | 0 |
| | キャッサバ、シアン含有豆類 | シアン化合物 | 237 | 6 |
| | フグ | 魚種鑑別 | 2 | 1 |
| 中国 (19品目) | 野菜、果実、魚介類等 (えだまめ、たまねぎ、ほうれ んそう、レイシ、二枚貝等) | エンドリン、ジフェノコナゾール、チア メトキサム、ディルドリン(アルドリンを 含む。)、プロメトリン等 | 11,253 | 19 |
| | うなぎ、えび、スッポン | エンロフロキサシン、オキシリニック 酸、クロルテトラサイクリン、スルファ ジミジン、マラカイトグリーン | 3,348 | 0 |
| | 二枚貝 | 麻痺性貝毒、下痢性貝毒 | 2,730 | 0 |
| | 全ての加工食品 | サイクラミン酸 | 379 | 0 |
| | ハスの種子 | アフラトキシン | 9 | 0 |
| 韓国 (12品目) | トマト、赤とうがらし、しじみ等 | エンドスルファン、ジフェノコナゾー ル、フルキンコナゾール等 | 399 | 3 |
| | 二枚貝 | 麻痺性貝毒、下痢性貝毒 | 68 | 0 |
| | 養殖ひらめ | エンロフロキサシン、オキシテトラ サイクリン | 18 | 0 |
| タイ (9品目) | 赤とうがらし、おくら、グリーン アスパラガス、バナナ、 マンゴー等 | EPN、クロルピリホス、ジフェノコナゾ ール、シペルメトリン、プロフェノホス 等 | 1,039 | 0 |
| インド (8品目) | 養殖えび | フラゾリドン | 842 | 1 |
| | ケツメイシ、ひよこ豆、 フェネグリーク | アフラトキシン | 110 | 0 |
| | クミンの種子、とうがらし等 | グリホサート、トリアゾホス、プロフェ ノホス、ヘキサコナゾール | 79 | 1 |
| イタリア (7品目) | くり、とうもろこし、 ピスタチオナッツ | アフラトキシン | 220 | 4 |
| | ナチュラルチーズ | リステリア・モノサイトゲネス | 55 | 0 |
| その他(25カ国・1地域、総37品目) | | | 21,191 | 47 |
| 合計 | | | 47,760 | 116 |

※検査件数及び違反件数は延べ件数

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 27 年4月～9月)

| 強化月 | 対象国 | 対象品目及び内容 | 経緯及び対応状況 |
|-----|-------|---------------------------|--|
| 4月 | フランス | ナチュラルチーズ (サルモネラ汚染のおそれ) | フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。 |
| 5月 | フランス | ナチュラルチーズ (サルモネラ汚染のおそれ) | フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。 |
| 6月 | 南アフリカ | 瓶入りぶどう酒 (ガラス片混入のおそれ) | 南アフリカ産瓶入りぶどう酒にガラス片が混入していたとして製造者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。 |

(参 考) 中間報告中の主な用語説明

| 用語 | 説明 |
|-------------|---|
| 亜硝酸根 | 添加物(発色剤) |
| アゾキシストロビン | 農薬(殺菌剤) |
| アゾルビン | 指定外添加物 |
| アフラトキシン | カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される) |
| 一酸化炭素 | 指定外添加物 |
| 遺伝子組換え | 細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術 |
| インドキサカルブ | 農薬(殺虫剤) |
| エポキシコナゾール | 農薬(殺菌剤) |
| エンドスルファン | 農薬(有機塩素系殺虫剤) |
| エンドリン | 農薬(有機塩素系殺虫剤) |
| エンロフロキサシン | 動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤) |
| オキシテトラサイクリン | 動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質) |
| オキシリニック酸 | 動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤) |
| オレンジⅡ | 指定外添加物 |
| クマホス | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| グリホサート | 農薬(有機リン系除草剤) |
| クロラムフェニコール | 動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質) |
| クロルテトラサイクリン | 動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質) |
| クロルピリホス | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| 下痢性貝毒 | 貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種) |
| サイクラミン酸 | 指定外添加物 |
| サルモネラ | 病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす) |
| シアン化合物 | 有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物) |

| 用語 | 説明 |
|------------------|--|
| ジウロン(DCMU) | 農薬(除草剤) |
| ジフェノコナゾール | 農薬(トリアゾール系殺菌剤) |
| シベルメトリン | 農薬(ピレスロイド系殺虫剤) |
| スルファジミジン | 動物用医薬品(合成抗菌剤) |
| ソルビン酸 | 添加物(保存料) |
| チアメトキサム | 農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤) |
| 腸炎ビブリオ | 病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす) |
| 腸管出血性大腸菌 | 病原微生物(動物の腸管内に存在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす) |
| ディルドリン(アルドリンを含む) | 農薬(有機塩素系殺虫剤) |
| デオキシニバレノール | カビ毒(フザリウム属真菌によって産生) |
| テブコナゾール | 農薬(トリアゾール系殺菌剤) |
| トリアゾホス | 農薬(フェノキシ系殺虫剤) |
| 二酸化硫黄 | 添加物(酸化防止剤) |
| パツリン | カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生) |
| ピリミホスメチル | 農薬(殺虫剤) |
| ファーストレッド E | 指定外添加物 |
| フィプロニル | 農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤) |
| フェニトロチオン | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| フラゾリドン | 動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ |
| フルアジホップ | 農薬(除草剤) |
| フルキンコナゾール | 農薬(殺菌剤) |
| フルジオキシニル | 農薬(防かび剤) |
| プロフェノホス | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| プロメトリン | 農薬(トリアジン系除草剤) |
| ヘキサコナゾール | 農薬(トリアゾール系殺菌剤) |

| 用語 | 説明 |
|-----------------------------|---|
| 麻痺性貝毒 | 貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種) |
| マラカイトグリーン | 動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤) |
| メタラキシル | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| メキシフェノジド | 農薬(殺虫剤) |
| ヨウ素化塩 | 指定外添加物 |
| リステリア・モノサイトゲネス | 病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす) |
| 2,4-D | 農薬(フェノキシ酸系除草剤) |
| BHT(ジブチルヒドロキシトルエン) | 添加物(酸化防止剤) |
| EPN | 農薬(有機リン系殺虫剤) |
| IBP(イプロベンホス) | 農薬(殺菌剤) |
| <i>Kudoa septempunctata</i> | 食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫) |
| TBHQ | 指定外添加物 |